

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

第3条（居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準）チェックリスト

号	対象法令	適合基準	確認結果
1	都市計画法	<p>建築しようとする住宅が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に建築されるものでないこと。</p> <p>担当部署：(亀山市) 都市整備課 都市計画グループ TEL:0595-84-5046</p>	<p>区域内</p> <p>・</p> <p>区域外</p>
2	景観法	<p>亀山市景観条例(平成22年亀山市条例第23号)第6条の規定による亀山市景観計画の区域内において建築しようとする住宅が当該景観計画により届出を要する場合にあっては、景観形成基準に適合するものであること。</p> <p>担当部署：(亀山市) 都市整備課 都市計画グループ TEL:0595-84-5046</p>	<p>対象 (適合・不適合)</p> <p>・</p> <p>対象外</p>
3	建築基準法	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定の区域において、建築しようとする住宅が当該建築協定の建築物に関する基準に適合するものであること。</p> <p>アイリス町建築協定については 関係協議先：アイリス町建築協定運営委員会 TEL:059-229-5680</p>	<p>区域内 (適合・不適合)</p> <p>・</p> <p>区域外</p>
4	文化財保護法	<p>亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年亀山市条例第80号)に規定する伝統的建造物群保存地区において、建築しようとする住宅の建築にかかる許可を要する場合にあっては同条例第5条の許可の基準に適合するものであること。</p> <p>担当部署：(亀山市) 文化課 まちなみ文化財グループ TEL:0595-96-1218</p>	<p>地区内 (適合・不適合)</p> <p>・</p> <p>地区外</p>

※縮尺 1/2500 程度の都市計画図（都市計画施設が記入されたもの）を添付して下さい。

※2～4号の基準に適合する場合は、適合することを証明する書類（許可書等）の写しを添付して下さい。

第4条（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する認定基準）チェックリスト

号	対象法令	適合基準	確認結果
1	地すべり等防止法	<p>建築しようとする住宅が、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。</p> <p>担当部署：（亀山市）土木課 道路整備グループ TEL:0595-84-5042 （三重県）鈴鹿建設事務所 総務・管理室 管理課 TEL:059-382-8683</p>	<p>区域内</p> <p>・</p> <p>区域外</p>
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>建築しようとする住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。</p> <p>担当部署：（亀山市）土木課 道路整備グループ TEL:0595-84-5042 （三重県）鈴鹿建設事務所 総務・管理室 管理課 TEL:059-382-8683</p>	<p>区域内</p> <p>・</p> <p>区域外</p>
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	<p>建築しようとする住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にあること。</p> <p>担当部署：（亀山市）防災安全課 防災安全グループ TEL:0595-84-5035 （三重県）鈴鹿建設事務所 総務・管理室 管理課 TEL:059-382-8683</p>	<p>区域内</p> <p>・</p> <p>区域外</p>